

自社に合ったデザイナーを探す
新商品を開発したい！ 既存商品を強化したい！ 販促ツールを制作したい！

デザインコラボマッチング「Web マッチング」

デザイン案件の募集について

公益財団法人東京都中小企業振興公社では、都内中小企業とデザイナー、デザイン系大学(以下、デザイナー・大学)との協働を推進するため、Web上でデザイナー・大学と出会える「Webマッチング」を開始します。

都内中小企業の皆様から、デザイナー・大学との契約及び協働を希望するデザイン案件を募集いたします。

本募集要項の内容をご確認の上、是非ともご応募を検討いただければ幸いです。

< 目 次 >

1. 概要	2
2. 募集するデザイン案件について	3
3. Web マッチングの流れ	4
4. 応募資格	5
5. 応募方法	6
6. 登録デザイナー・大学へのデザイン提案募集について	6
7. 応募デザイナー・大学エントリーシート書類選考について	7
8. 事前の「Web事業紹介」について	7
9. Web マッチング会について	7
10. 協働デザイナー・大学との初回打合せについて	8
11. デザイン費用について	8
12. 協働デザイナー・大学との契約締結について	8
13. 注意事項について	8
14. その他	9
15. 事務局	9

1. 概要

(1)デザインコラボマッチング「Web マッチング」とは

デザイン依頼案件を持つ都内中小企業と優れた提案力を持つデザイナー・大学の出会いの場となるマッチングを、Web 会議アプリの活用により実施しています(随時)。都内中小企業から Web 上でエントリーいただいたデザイン案件に対して、公社コーディネーターがサポートしてマッチングに繋がります。

本サービスを活用することにより、都内中小企業からのデザイン案件発生のタイミングに合わせてタイムリーに、条件に合うデザイナーを探して依頼することができます。

(2)募集対象

デザイナー・大学との協働を希望する都内中小企業

(3)募集時期

令和3年(2021年)3月8日(月)～随時募集中

(4)費用 無料

※本マッチングのエントリーからデザイナー・大学との個別契約に至るまでの経費等(インターネット回線利用による通信料、郵送費用等は**自己負担**となります)。

(5)その他

Webマッチングの利用にあたっては、**Web 会議アプリ「Zoom」**のインストールが必要です。以下をご一読の上、**利用環境が整っていることをご確認の上、お申込みください。**(利用環境がない場合は、事務局へ個別にご相談ください。)

◆利用環境・設備面に関して

・以下のテスト URL にアクセスし、Web 会議アプリ「Zoom」のインストールができるか、接続できるか等をご確認の上、本講座にお申込みください。

テスト URL: <http://zoom.us/test>

※テスト詳細については Zoom のヘルプをご参照ください。

・Web マッチングはインターネット回線を使用します。

・デザイナー・大学とコミュニケーションを取りますので、**カメラ・マイクの付属したPC、イヤホンマイク**のご用意をお願いいたします。

・ハウリング防止の観点から、なるべくミーティングブース等の個室での利用を推奨します。個室の確保が難しい場合は、なるべく静かな環境を選んで利用してください。

・接続不良に伴うサポートは当会社では実施しておりません。事前に接続の確認をお願いいたします。

・当会社ではパソコン、ヘッドセット等のPC機器類の貸し出しは行っておりません。各自でご準備をお願いいたします。

◆留意事項

・Web マッチング内容の録画・録音、**撮影行為**はお控えください。録音・録画・写真撮影は著作権や肖像権を侵害する場合がありますのでご注意ください。

2. 募集するデザイン案件について

募集するデザイン案件の対象は、以下のいずれかにあてはまるものとします。

- (1) 新商品・サービスの開発: 自社技術や経営資源を活かした新商品・サービスの企画開発及びデザイン
- (2) 大幅な商品改良: 現行商品(試作した製品を含む)を刷新するためのデザイン
- (3) 生産財工業製品※の開発: 機械器具等の操作性向上・快適性向上・安全性向上をするためのデザイン
- (4) 販促ツールの開発: 商品や優れた保有技術の訴求力を強化するためのコミュニケーションデザイン
(パッケージ・パンフレット・HP・動画作成・顧客との接点づくりへの新提案、企業メッセージや販売促進に係る訴求手法、広報戦略など)

※生産財工業製品の品目例

工作機械、土木建設機械、環境整備機器、荷役・運搬機械、包装機械、電気機械、食品機械、電子機械、金属加工・処理機械、繊維・縫製機械、鍛圧機械、ロボット関連製品、測定機器、医療・福祉機器、産業用車輛、プラスチック加工機械、印刷・製本・紙工機械、商業機械、化学機械、自動化機械、農業機械、設計・製図機械、光学機械、その他の生産財

【過去の成果事例より】



商品開発・パッケージ



キャラクター・ロゴ



工業用機械

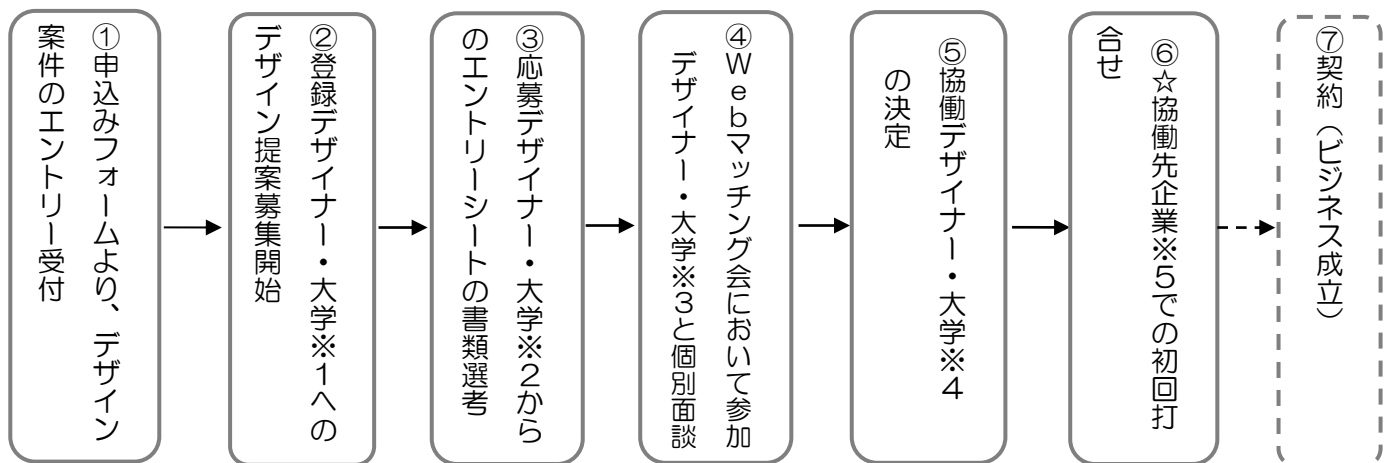


事業案内・カタログ



業務用製品の改良

3. Web マッチングの流れ



随時募集中	東京デザインDB登録デザイナー・大学による応募受付期間（約2週間）	参加企業にて面談先の選定（5社まで）、事前「Web事業紹介」実施（約1週間）	協働デザイナー・大学の選定（1社のみ、約1週間）	初回打合せから2ヶ月以内を目標に契約締結
--------------	-----------------------------------	--	--------------------------	----------------------

※1～5におけるデザイナー・大学の用語の定義は、以下のとおりです。

- 登録デザイナー・大学:**「東京デザインデータベース」に登録しており、且つデザインコラボマッチング「Web マッチング誓約書」を提出しているデザイナー・大学
- 応募デザイナー・大学:**デザインコラボマッチング「Web マッチング」でデザイン提案の応募をしたデザイナー・大学
- 参加デザイナー・大学:**書類選考後に実施する「Web マッチング会希望調査票」にて、個別面談を希望したデザイナー・大学
- 協働デザイナー・大学:**Web マッチング会終了後に実施する「最終 Web マッチング希望調査票」にて、協働先として選定したデザイナー・大学
- 協働先企業:**Web マッチング会終了後に実施する「最終マッチング希望調査票」にて、協働先として初回打合せに進んだ企業

☆初回打合せ後のデザイン業務委託契約やデザイン開発等に関する契約（以下「デザイン契約」）までの大まかな流れは、以下のとおりです。

- ④ 秘密保持契約（書面化）→ ⑤ 企業からデザイン案件の確認 → ⑥ 協働デザイナー・大学からの提案 → ⑦ 社内検討（デザイン費用・スケジュール等条件擦り合わせ）→ ⑧ デザイン契約（書面化）→ ⑨ 協働開始 → ⑩ デザイン契約の履行 → ⑪ デザイン契約の履行完了 → ⑫ 支払い

※デザイン契約は、企業と協働デザイナー・大学との信頼関係が大切です。必要に応じて対面討議できる環境づくりが重要になります。

4. 応募資格

応募資格は、次の条件(1)～(3)をすべて満たす都内の中小企業者です※

(1)中小企業基本法に準拠した中小企業者であり、都内に主たる事業所を有し事業を営んでいること。

(下記表を参照)

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金	常時雇用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下

※上記に該当する中小企業者でも、次の①～④に該当する場合(みなし大企業)は対象に含みません。

- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有若しくは出資している場合
 - ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有若しくは出資している場合
 - ③役員2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - ④その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられること
- (例) ア. 大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合
イ. 大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

(2)次に掲げる事由をすべて満たすこと

- ①P3の2. 募集するデザイン案件について(1)～(4)のいずれかに該当する、デザイン発注を行う意欲がある中小企業者であること
- ②Webマッチング会にデザインコラボマッチングの事業責任者が出席できること
- ③エントリー以後の経過等に関して事務局に従い、誠実に対応すること。また、当公社が実施する事業等に関して協力が可能であること
- ④協働デザイナー・大学と締結した際、「契約書」の写しを事務局に提出ができること
- ⑤デザイン契約の履行期間において、協働デザイナー・大学とのコミュニケーションを密に取れる体制であること
- ⑥知的財産権法を遵守すること
- ⑦その他事務局が提出を求める必要書類を期限内に提出すること

(3)次に掲げる除外事由に該当しないこと

- ①法令に違反する、又は違反するおそれのある中小企業者
- ②中小企業者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)であるとき又は法人等の役員等(個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
- ③法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ④法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑤法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥公序良俗に問題があるもの又は社会通念上、不適切であると判断されるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に規定する風俗営業等)に該当するもの
- ⑦生活環境の保全及び公衆衛生に支障をきたすおそれがあるもの
- ⑧その他事務局が不適切と判断するもの

5. 応募方法

(1)応募方法

公社ホームページの申込みフォームよりエントリーを行い、
下記提出書類と合わせて事務局までご応募ください。

エントリーページ⇒



(2)提出書類及び送付方法

- ①企業案内等(事業内容がわかる資料):E-mail 又は郵送ください
- ②デザイン案件に関する参考資料等:E-mail 又は郵送ください
- ③Web マッチング誓約書(代表者印押印済みのもの):E-mail 又は郵送ください

※提出書類は返却致しませんので、予めご了承ください。

6. 登録デザイナー・大学へのデザイン提案募集について

申込みフォームに入力いただいた内容は、「デザインコラボマッチングWeb マッチング募集案件」として、「東京デザインデータベース」に登録しているデザイナー・大学へ公開いたします(条件に合致するデザイナー・大学を対象を絞ってメール送信します)。募集期間は、1案件につき約2週間とし、応募状況を事業責任者へご連絡いたします。

①「東京デザインデータベース」登録デザイナー

※「東京デザインデータベース」とは、公社運営により、800名程度のデザイナーが登録されているデータベースです。

東京デザイン

データベース⇒



②都内のデザイン系学部を持つ大学の学生となります。

※デザイン系大学へプロダクトデザインを依頼する場合は、原則「開発の上流領域」に関して、参加学生のフットワークでしっかり取り組みたい企業を対象とします。

※「開発の上流領域」とは、開発方向討議～ニーズ/シーズ収集分析～アイデア項目出し/検討～顧客ニーズ討議～スケッチ制作～商品コンセプトの策定～簡単なモックアップ製作までの市場投入前のものを指します。

7. 応募デザイナー・大学エントリーシート書類選考について

応募デザイナー・大学から提出されたエントリーシートを基に、参加企業が書類選考を行い「Web マッチング会」で面談を希望する候補先を選考します。(最大 5 社まで)

※応募デザイナー・大学への選考結果の連絡等は事務局にて行います。

8. 事前の「Web 事業紹介」について

Web 事業紹介とは、Web マッチング会にて面談を希望する参加デザイナー・大学に対して、参加企業から事業内容やデザイン案件の概要について、説明していただく機会です

※Web マッチング会の前に、参加企業が参加デザイナー・大学に向けて企業の特徴や依頼したいデザイン案件について、オンライン上(Web 会議アプリ活用)で説明を実施し、質疑・応答を共有することで Web マッチング会の面談精度を上げていきます。

※日程調整・参加デザイナー・大学への連絡等は事務局にて行います。

9. Web マッチング会について

「Web マッチング会」とは、エントリーいただいた参加企業と書類選考を通過した参加デザイナー・大学が、オンライン上(Web 会議アプリ活用)で面談をする機会です。

・参加企業 1 社につき最大 5 社まで、6. で選考された参加デザイナー・大学と 1 コマ 25 分程度の個別面談を行います。

- ◆事前に参加企業より提出いただく「Web マッチング会希望調査票」に基づき、事務局が面談スケジュールを作成し、Web マッチング会当日のスケジュールをお知らせいたします。
- ◆Web マッチング会では、参加企業から具体的な案件の内容、要望などをご説明いただくとともに、参加デザイナー・大学からは制作範囲、制作活動の強みと実績などについて個別にお話しいただきます。
- ◆Web マッチング会終了後、参加企業より、協働を希望する候補相手を 1 社選んでいただきます。
※具体的に商談を進めていただく協働デザイナー・大学を決定して、事務局より後日結果を通知いたします。
- ◆協働デザイナー・大学の通知は、該当参加企業のみに行い、公表はいたしません。
また、原則として、参加企業 1 社につき協働デザイナー 1 社又は 1 大学と商談を進めていただきます。
※1 案件に対し、複数の協働デザイナー・大学は選択できません。ご了承ください。

※参加企業がエントリーシートに記載しているデザイン提案の内容は、Web マッチング会で参加デザイナー・大学と会話を進める中で、提案範囲が広がったり予算検討によって限定されたりするなど状況変化が起こることが考えられます。しかしながら、参加デザイナー・大学は参加企業から提出されたエントリーシートの内容を踏まえて Web マッチング会に参加しますので、エントリーシートに明記した内容から著しく乖離するデザイン案件の要望や逸脱した進め方をされることのないようご注意ください。

10. 協働デザイナー・大学との初回打合せについて

初回打合せとは、協働先企業と協働デザイナー・大学の両方で、デザイン提案に関することや、契約に関すること、今後のスケジュール等について打合せを行う機会です。

(打合せ内容は、10 頁の参考資料デザインコラボマッチング「初回打合せ」確認事項をご覧ください)

※実施場所は、協働先企業の事務所を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況や天災、日程調整等の状況によりオンラインでの実施に変更する場合がございます

※日程調整・参加デザイナー・大学への連絡等は事務局にて行います。

11. デザイン費用について

協働先企業が協働デザイナー・大学に支払うデザイン費用及びその他支払方法については、協働開始前に双方で協議し、合意の上で契約書に記載してください。

申込みフォームの「デザイン費用の予算」欄は、エントリー段階で参加企業が予定しているデザイン発注に充当できる総額(協働デザイナー・大学へ支払う予定総額)を必ずご記載ください。

12. 協働デザイナー・大学との契約締結について

協働先企業と協働デザイナー・大学の両方で協議の上、必要な契約を書面で締結していただきます。契約内容として、次の内容を確認した上で協働を開始していただきます。

【契約内容】

- (1)デザイン範囲(どの範囲までを依頼するかなど)
- (2)トータル経費(デザイン発注費、試作費、材料費、打合せのための交通費など諸経費を含む費用)
- (3)成果物の知的財産の出願費負担と権利の帰属(不採用のデザインを含む)
- (4)費用の支払い方法
- (5)秘密保持 など

※合意した時点での契約書案(捺印前)を、参加企業より事務局に提出していただきます。また、捺印後に締結した契約書は、コピーを協働先企業より事務局に提出していただきます。

※契約締結とその後のデザイン案件の協議/推進は、あくまで当事者間の判断と責任において行ってください。

協働先企業、協働デザイナー・大学が被ったトラブルや訴訟等に関して、事務局は一切の責任を負わないものとします。

13. 注意事項について

デザインコラボマッチング「Web マッチング」へのエントリーに際して、別紙「Web マッチング誓約書」の内容をご確認・ご提出いただくとともに、記載事項を遵守していただきます。

14. その他

(1)コーディネータについて

デザインコラボマッチング「Web マッチング」は、デザイン発注にノウハウのある公社のデザインコーディネータがサポートを行います。ご不明な点がございましたら、事務局までご相談ください。

(2)デザイン活用ガイドについて

デザインの導入を考えている方、実際にデザイン活用を図っている企業の方に向けて

「デザイン活用ガイド」を発行しております。詳しくは、こちらをご覧ください。 デザイン活用ガイド⇒



(3)都の関連機関の活用について

機器利用の希望や相談等がある場合には、コーディネータが公益財団法人東京都中小企業振興公社の専門相談員や下記の関連機関をご案内します。

【意匠、商標、著作権、特許等知的財産関連の相談】

東京都知的財産総合センター

住所 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階

電話 (03)3832-3656

URL ※2020年4月1日より改正意匠法が施行されています。



【機器利用、技術相談等】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

開発本部 開発第三部 デザイン技術グループ

住所 〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10

電話 (03)5530-2180



15. 事務局(書類提出先・問合せ先)

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部経営戦略課 デザインコラボマッチング事務局

住所 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階

電話 (03)5822-7250

E-mail design@tokyo-kosha.or.jp

参考資料 デザインコラボマッチング「初回打合せ」確認事項

1. 事務局配布資料のご確認(企業・協働デザイナー・大学に活用していただく資料です)

「企業向け募集要項」「デザイナー・大学向け募集要項」「秘密保持等に関する誓約書」「デザイン活用ガイド」
「東京都知的財産総合センター事業案内」

2. 事務局より「初回打合せ」実施目的等ご説明(初回打合せ時は未契約の状態です)

目的: デザイン開発に関し基本的打合せを行い両者合意に導く為

- ①当初、事務局が配布した「デザイン開発・活用案件の募集について」内容を再度ご確認ください
- ②今後、デザイン発注商品について両者が協力して下記の具体的討議を進めていただきます
 - ・発注内容、開発範囲、スケジュール
 - ・トータル経費(デザイン発注費・試作費・材料費・諸経費・総額確定・支払い方法等)
 - ・知財に関する権利帰属、出願費用負担の明確化等
- ③両者が合意した内容は「契約書」に必ず明記ください。明記していただく重要な項目は、
 - ・発注内容、開発範囲、完了迄のスケジュールの明確化。※契約外となるものを疎通しておく
 - ・トータル経費(デザイン発注費・試作費・材料費・諸経費・追加費用の扱い・総額確定、支払い方法)
 - ・知財に関する権利の帰属、出願費用負担に関して双方の合意

3. 「契約書」締結について

- ①事務局から書式提示はありません(「デザイン活用ガイド」例を参照ください)。知財関連については必要に応じ知財センターのアドバイザーに相談等を行い内容検討してください。「秘密保持契約書」は重要ですので、「契約書」に含めるか別紙とするか話し合ってください
- ②今回の開発が他社の知的財産を侵害していないか、「先行意匠調査」で他社の権利を侵害していないことを確認する等、開発過程で両者が都度確認をお願いします。2020年4月1日に改正意匠法が施行されています(事前配布の「デザイン活用ガイド」をご参照ください)。必要に応じて知財センターにご相談ください
- ③カタログ、HP等のデザイン刷新に当たっては説明内容・数値表示・記載語(実質的製造業者の表示(製造物責任(PL法)等)に誤りがないか、著作権等を侵害していないか等の確認を行いながら細心の注意で推進してください
- ④食品については、記載内容等についてご確認ください(東京都立食品技術センターをご利用ください)。(2020年4月 新食品表示法が施行されました)
- ⑤両者署名捺印前に事務局で内容確認を行いますので、企業は事務局宛てに事前提出をお願いします
- ⑥契約締結(マッチング成立)は「初回打合せ日」から最長2ヶ月程度でお願いします

4. マッチング成立後のお願い、扱いについて

- ①捺印済「契約書」の写しを事務局へ提出してください(企業様にご依頼)
- ②開発に当たっては、両者が膝を交え討議を重ねて信頼関係を醸成し推進ください
- ③開発スタート後は、両者の責任で推進してください。
- ④開発にあたっては、東京都産業技術研究センターの技術支援/試作開発支援、東京都知的財産総合センターの知財相談等ご活用ください。